		日号外	ページ
二二	平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件	三	三
二三	平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件	二八	二
二三	平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件	二九	四
	○政治資金適正化委員会		
四三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	六	二
四四	〃	九	二
四五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	九	二
四六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二八	二
	○消　防　庁		
一六	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する告示	三〇	三
	○法　務　省		
四三九	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	一	四
四四〇	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一	四
四四一	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定める件	一	四
四四二 四四三	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件	一	五
四四四	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一	六
四四五	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件	二	一
四四六	日本国に帰化を許可する件	二	二
四四七	不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件	三	三
四四八	日本国に帰化を許可する件	三	三
四四九	原戸籍の一部が滅失した件	六	二
四五〇	除籍が滅失した件	六	二
四五一	日本国に帰化を許可する件	六	二
四五三	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	六	二
四五四	日本国に帰化を許可する件	七	二
四五五	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	八	四
四五六	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件	八	四
四五七	日本国に帰化を許可する件	八	四
四五八	除籍の一部が滅失した件	九	二
四五九	除籍が滅失した件	九	二
四六〇	更生保護法第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件の一部を改正する件	九	二
四六一	日本国に帰化を許可する件	九	二
四六二	原戸籍の一部が滅失した件	一〇	九
四六三	日本国に帰化を許可する件	一〇	九
四六四	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一三	二
四六五	日本国に帰化を許可する件	一三	二
四六六 ｜ 四六八	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	一四	四
四六九	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件	一四	四